

# 特記仕様書

## 1 業務委託名称等

業務名称：令和6年度首里城公園発掘調査に伴う支援業務委託

業務場所：沖縄県那覇市首里（松崎馬場跡）

履行期間：契約締結日から令和7年2月28日

## 2 共通仕様書の適用

本委託業務にあたっては、本特記仕様書のほか、「発掘調査支援業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

## 3 特記仕様書の適用

本特記仕様書は、「令和6年度首里城公園発掘調査に伴う支援業務委託」に適用する。

## 4 数量等

特に指示がない限り、作業は祝日を除く火曜日から金曜日とする。その他詳細は現場説明書のとおりとする。

## 5 留意事項

ア 現地作業は、令和6年6月中旬から令和6年12月上旬とする。

イ 当センター職員の現地での指示が必要な掘削に関する作業時間は、原則的に午前9時から午後4時30分までとする。但し、変更の必要がある場合は、調査職員と適宜協議する。

ウ 周辺工事等の進捗に応じて、現場進入路の設置変更および環境整備等、調査職員と協議の上、必要な措置を講ずること。

エ 赤土等流出防止条例の他、土壌汚染対策法に基づく必要な対応を行うこと。

オ 必要に応じて、関係者等の会議・調整へ調査職員とともに出席すること。また、関係資料を作成し提出すること。

カ 完了検査予定日は、令和7年2月21日とする。